

掲載の範囲及び審査基準の例示（要綱第4条第2項関係・この表に記載のものは掲載できません）

掲載の範囲に規定する項目	例示	
	業種または業態	広告内容
<p>(1)公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの 一般に社会的妥当性を欠く契約は無効（民法第90条等関係）とされ、これに該当する。あるいは該当するおそれがある場合は掲載すべきではないため、民法上の一般条項としての位置付けと同旨</p>		
<p>(2)政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年4月15日法律100号）の適用を受ける選挙に関するもの 直接・間接的に民主主義の根幹である公職選挙の妨げとなつてはならないため</p>		政治性のあるもの
<p>(3)人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの 憲法第11条「基本的人権の尊重」の遵守のため</p>		<p>セクシャル・ハラスメント及び男女間の暴力行為を助長するもの 性差別は、男女共通の人権の侵害となるため</p> <p>露骨な性表現などを用いるもの 性差別につながり、男女共通の人権の侵害となるため</p> <p>他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの 差別的な表現が人権の侵害となるため</p> <p>暴力や犯罪を肯定し助長するような表現 自由権・生存権などの人権侵害となるため</p>
<p>(4)宗教性のあるもの 憲法第20条「政教分離の原則」のため</p>		宗教性のあるもの
<p>(5)法令等に違反し、又はその疑いがあるもの</p>	<p>法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者 法令を遵守しない業者に対して広告の場を提供することは好ましくないため</p> <p>各種法令に違反している事業者 市は公共機関であるので、法令に違反している事業者に対し、広告の場を提供すべきではないため</p>	<p>広告に関する規定がある法令等に違反するもの 医療法（第69条～第71条）介護保険法（第98条）薬事法（第66条～第68条）等の規定に違反するものは広告として不適切であるため</p>
<p>(6)公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの 「公共の福祉」に反するもの</p>	<p>暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）に定める暴力団に関する者 市民生活の安全と平穏の確保が図れなくなるおそれがあるため</p>	<p>他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの 特定人の感覚的な表現が相手方に不快の念又は危害を与えるおそれがあるため</p> <p>暴力や犯罪を肯定し助長するような表現 力の強いものの意見が肯定されることにより弱いものに危害が加えられ、また強調されることが不快の念を与えるおそれがあるため</p> <p>セクシャル・ハラスメント及び男女間の暴力行為を助長するもの 性差別が不快の念を与えるおそれがあるため</p> <p>露骨な性表現などを用いるもの 性差別が不快の念を与えるおそれがあるため</p>
掲載の範囲に規定する項目	例示	

	業種または業態	広告内容
<p>(7)社会問題についての主義主張 社会問題となっている事象については、政治的宗教的中立性が危うくなるおそれがあるため</p>		社会問題について述べたもの
<p>(8)名刺広告 広告掲載目的が不明であり、選挙の事前運動や単なる売名行為となるおそれがあるため</p>		目的が不明で、単なる売名行為であるもの
<p>(9)消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの 静岡県消費者保護条例に反するため</p>	<p>貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業 一般に業種を否定するものではないが、無防備な利用が消費者の経済的破綻を助長するおそれがあるため、公共として広告を掲載させることは不適切であると考えられるため。 利殖を目的とした投資・投機のあるもの、 勧誘、募集等を専ら行う事業者（マルチ商法、催眠商法等の悪質商法等） 消費者の経済的破綻を助長するおそれがあるため</p>	<p>責任の所在及び内容が不明確なもの 信頼性の担保ができず、広告に起因する不利益の生じるおそれがあるため 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はおそれのあるもの 信頼性の担保ができず、広告に起因する不利益を生じるおそれがあるため いたずらに投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの 消費者が正常な判断ができなくなり、経済的破綻に陥るおそれがあるため 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのある広告 信頼性の担保ができず、広告に起因する不利益を善良な消費者に与えるおそれがあるため 信頼毀損、業務妨害となるおそれのあるもの 市場の公平性が失われるおそれのある情報が、善良な消費者に誤った認識に基づく経済活動を誘発するおそれがあるため 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの 暴力的な言動などにより、市民生活の安全と平穏の確保が図れなくなるおそれがあるため</p>
<p>(10)青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの 青少年保護のため (児童福祉法・少年法・児童虐待防止法)</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種もしくはこれに類する業種を営む事業者 青少年の健全育成を阻害するおそれがあるため 主に酒類を提供する事業者 一般に業種を否定するものではないが、未成年の飲酒の契機となるおそれがあり、公共として広告を掲載させることは不適切であると考えられるため</p>	<p>暴力や犯罪を肯定し助長するような表現 力の強いものの意見が肯定されることにより弱いものに危害が加えられ、また強調されることが不快の念を与えるおそれがあるため 露骨な性表現などを用いるもの 性的欲求を刺激し、犯罪行為を助長するおそれがあるため</p>
<p>(11)前各号に定めるもののほか、広告として不適切として市長が認めるもの</p>	<p>前各号に定めるほか、掲載することが不適当であると審査会が認める者</p>	<p>前各号に定めるほか、広告として不適当であると審査会が認めるもの</p>